

山梨県公報

第一千九百九十五号

平成二十四年

一月十六日

月 曜 日

目次

告示

家畜等の移動を禁止する区域の指定の解除……………九

土地改良計画の変更の適当決定……………九

道路の供用開始(二件)……………九

建築基準法に基づく道路位置指定……………〇

公告

富士川上流地域森林計画の決定……………〇

富士川中流地域森林計画の変更……………〇

山梨東部地域森林計画の変更……………〇

甲府都市計画道路事業の施行について……………〇

一般競争入札について……………一

告示

山梨県告示第十四号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみづばち等の移動を禁止する区域の指定(平成二十三年告示第四百七十六号)は、解除する。

平成二十四年一月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から申請があつた土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
平成二十四年一月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

変更後の土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年一月十七日から同年二月十三日まで

三 縦覧場所

- 甲府市役所
- 山梨市役所
- 笛吹市役所
- 甲州市役所
- 中央市役所
- 市川三郷町役場

四 異議申出期間

平成二十四年二月十四日から同年二月二十八日まで

山梨県告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十四年二月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	清里須玉線	北杜市高根町浅川字前田二六〇 一番の二地先から 北杜市高根町浅川字前田二六〇 五番の一 địa先まで	一、二六・〇	平成二十四 年一月十六 日

山梨県告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

所峡北支所において、この告示の日から平成二十四年二月二日まで一般の縦覧に供する。
平成二十四年一月十六日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	清里須玉線	北杜市須玉町上津金字寺入二二番の一地先から 北杜市須玉町上津金字寺入二二三番の一地先まで	一五〇・〇	平成二十四年一月十六日

山梨県告示第十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。
平成二十四年一月十六日

山梨県知事 横内 正明

- 一 指定の年月日
平成二十四年一月十六日
- 二 指定道路の位置
韮崎市若宮二丁目九百三十七番一、九百四十一番一
- 三 指定道路の幅員
最大幅員六・〇五メートル、最小幅員六・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長
八十二・一四メートル

公 告

● 富士川上流地域森林計画の決定

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五條第一項の規定により富士川上流地域森林計画をたてたので、同法第六條第六項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、山梨県森林環境部森林整備課、山梨県中北林務環境事務

所及び山梨県峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十四年一月十六日

山梨県知事 横内 正明

● 富士川中流地域森林計画の変更

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五條第四項の規定により富士川中流地域森林計画を変更したので、同法第六條第六項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、山梨県森林環境部森林整備課及び山梨県峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十四年一月十六日

山梨県知事 横内 正明

● 山梨東部地域森林計画の変更

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五條第四項の規定により山梨東部地域森林計画を変更したので、同法第六條第六項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、山梨県森林環境部森林整備課及び山梨県富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十四年一月十六日

山梨県知事 横内 正明

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六條の規定により、次のとおり公告する。
平成二十四年一月十六日

山梨県知事 横内 正明

- 一 都市計画の種類及び名称
甲府都市計画道路事業三・三・三号 太田町蓬沢線、三・四・八号 古府中環状浅原橋線及び三・五・二号幸町伊勢四丁目線
- 二 施行者の名称
山梨県
- 三 事務所所在地
山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
- 四 事業地の所在
山梨県甲府市伊勢一丁目、伊勢二丁目、幸町及び太田町地内

使用の部分 なし

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年一月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品の名称及び数量

固定型モニタリングポスト（通信機器類を含む。） 四式

2 購入物品の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成二十四年三月十五日

4 納入場所

知事が指定する場所（峡中地域（衛生環境研究所）・峡北地域（酪農試験場）・峡南地域（大気常時監視南部測定局舎）・富士北麓地域（富士吉田合同庁舎）・東部地域（上野原市役所））

二 一般競争入札の参加資格

1 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十三年山梨県告示第六十九号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

4 この公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

5 納入しようとする物品に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できることを証明した者であること。

6 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（物品）のうち「理化学機器」、「医療器械」のいずれかが登録されている者であること。

7 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局 管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十四年一月二十三日（月）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成二十四年一月二十五日（水）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に提出する。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十四年二月八日（水）午後二時

山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県民会館三階 出納局入札室

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金及び契約保証金
入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 3 契約書作成の要否
要
 - 4 違約金の有無
有
 - 5 落札者が契約締結までの間に、一に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
 - 6 その他
詳細は、入札説明書による。
- Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured
The monitoring post for environmental radioactivity level investigation 4 units
 - 2 Date and time for tender
2:00PM February 8, 2012
 - 3 Bureau in charge
Procurement Section, Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamashashi 400-8501 Japan
TEL055-223-1395